

多賀城の創建年代

— 木簡の検討を中心として —

平川 南

はじめに

- 一 文献史料上の検討
- 二 多賀城碑に刻された年紀

- 三 多賀城跡第四次発掘調査出土木簡の検討
- まとめ

論文要旨

多賀城は、古代東北地方の政治・文化の中心地であった。その創建の年代については、文献史料には記載がない。ただ当時の諸情勢について文献史料を検討するならば、おおよそ養老(神龜年間(七一七〜七二九)にかけて多賀城の成立を想定できる。近年の考古学の成果からは、その創建年代は郷里制とよばれた行政区画の実施された期間(七一五〜七四〇)内に限定できる。従来偽作説が強かった多賀城碑は近年の研究により真物とみて問題ない。碑は多賀城の創建を神龜元(七二四)年と明確に刻している。ただしこの年代は城の完成時か造営着手時かがはっきりしない。

多賀城の中心・政庁と外郭南門とを結ぶ正面道路跡の石組暗渠の裏込め土から出土した木簡群は、年紀こそ記していないが、その内容を詳細に検討した結果、多賀城創建年代を限定できることが明らかとなった。まず第二号木簡「菊多郡」は養老二(七二八)年建置、第一号の歴名の記載様式は養老五(七二二)

年戸籍以前の特徴をもっている。この木簡は古代の戸籍制度を研究する上で、重要な問題を投げかける史料といえる。創建年代を養老二(六年)までの間とすると、第一八・一九号の「主典一」「鉦師四」は、養老四年九月の按察使殺害の際に派遣された征夷軍に伴なうものである。その場合、年代をさらに養老四年九月から五年四月(征夷將軍帰還)までの間に限定できる。一方、暗渠埋り土中の「縁子」と書かれた木簡が養老五年戸籍以降の年齡区分呼称と判断できることから、上記の年代推定の妥当なことも傍証できる。

結局、多賀城創建期の政庁と外郭南門を結ぶ道路は、養老五年からまもない時に構築され、しかもそのような主要な道路は造営の早期の段階に位置づけられよう。そして、多賀城の完成をその数年後に想定すると、多賀城碑に記す「神龜元年」は城の完成時を示していると判断できる。本木簡は多賀城碑の信憑性をも高める史料であるといえる。

はじめに

多賀城は古代における陸奥国の国府の置かれた所で、奈良時代には、鎮守府も併置されていた。

多賀城の創建年代は史料上に見えない。『続日本紀』天平九(七三七)年四月戊午条に「多賀柵」とあるのが初見で、「多賀城」とあらわれるのは、同書宝龜十一(七八〇)年三月丁亥条の伊治公皆麻呂の乱に関する記事である。

この多賀城の創建年代については、筆者はすでに文献史料上の検討から、養老(神龜年間(七一七〜七二九))の範囲でとらえるのが穏当であろうと指摘した。また、考古学的調査では、多賀城創建瓦を焼成したとされる宮城県田尻町木戸窯跡出土の文字瓦や今回取り上げる第四次調査出土木簡のなかに郷里制を表記したものが存在することから、多賀城創建年代をその施行期間(七一五〜七四〇)内で考えることが可能となった。さらに金石文史料では、多賀城碑が多賀城は神龜元(七二四)年に置かれたと明確に刻している。この碑については、従来偽作説が強かったが、近年の碑に関する多角的な研究によって、ほぼその偽作説を斥けることができたといえる。

こうした状況のなかで、多賀城政庁と外郭南門を結ぶ正面道路跡の調査(第四次)において、その暗渠施設の裏込め土と暗渠の埋り土から多量の木簡が出土した。この暗渠施設は多賀城創建期の道路に伴うもの

だけに、それらの木簡から年代を割り出すことができれば、多賀城創建の問題を大きく前進させるに違いない。しかし、これらの木簡はほとんど削屑であり、しかも木簡に年紀を明確に記したものは一点もない。

ところが、木簡群の内容を検討するならば、その中に一定の年代幅を想定できる木簡も存在するのではないかという見通しを得た。この検討によって得た年代が従来の諸史料にもとづく年代幅をより限定できるとすれば、多賀城創建の問題を究明する大きな糸口となるに違いない。しかもそれらの木簡の検討の中から、日本古代史の諸問題にも大きな史料を提供する重要な内容を含むことも明らかとなった。

以下、まず、従来の文献史料上の検討、多賀城碑などに関する筆者の既発表の見解を簡単に紹介し、そのうちに小論の骨子となる第四次発掘調査出土木簡の年代の検討に入ることとしたい。

なお、木簡の出土遺構の概要および木簡の積文(一部筆者の再調査で訂正した箇所もある)・形状・内容等については、全面的に調査報告書(宮城県多賀城跡調査研究所『宮城県多賀城跡調査研究所年報一九八三(多賀城跡)一九八四年』)より引用させていただいた。

一 文献史料上の検討

まず文献史料のうえで、多賀城の創建年代をどの程度、限定できるか言及する必要がある。この点に関しては、筆者はすでに「律令制下の多賀城」(宮城県多賀城跡調査研究所『多賀城跡―政庁跡 本文編―』一

九八二年」と題して考察を試みているので、ここではその論旨を以下に要約して紹介することとする。

(一) 陸奥国の行政整備

和銅五(七二二)年に、出羽国が新たに置かれたのに伴い、陸奥国の最上・置賜二郡(山形県内陸部)は出羽国に移管された。陸奥国には、翌和銅六年、新たに丹取郡が建郡された。この丹取郡はその後の史料に次の一例を除いて一切見えない。それは『統紀』神亀五(七二八)年四月丁丑条の丹取軍団を玉作軍団と改称した記事である。おそらく、丹取郡はこの陸奥国北部の玉作地方と深く関連をもつ地域であろう。

ここで、当時の陸奥国北部の状況をみておきたい。『統紀』天平十四(七四二)年正月己巳条に、黒川郡以北十一郡^レに赤雪が降るなどであるように、大崎平野およびその周辺一帯の郡は、黒川以北の十一郡^レと一括して扱われていた。十一郡とは牡鹿・小田・新田・遠田・長岡・志太・玉造・富田・色麻・賀美・黒川の各郡である。これら黒川以北の諸郡は一部平均三・三郷(多賀城以南の二〇郡の一部の平均は六・八郷)しかない小規模な郡であった。また、陸奥国北部の諸郡の郷名を見ると、例えば、

- 黒川郡白川郷 (↑陸奥国白河郡)
- 賀美郡磐瀬郷 (↑陸奥国磐瀬郡)
- 色麻郡相模郷 (↑相模国)
- 色麻郡安蘇郷 (↑下野国安蘇郡)

玉造郡信太郷 (↑常陸国信太郡)

のように、陸奥国南部および坂東諸国の郡名または国名を負っている。陸奥国南部はともかく、坂東諸国からの移住を示す八世紀前半の史料としては、『統紀』靈龜元(七二五)年五月庚戌条に、相模・上総・常陸・上野・武蔵・下野六国の富民一千戸を陸奥国に移すとある。一方、陸奥国から他の地域への移住も、例えば、神亀二(七二五)年に陸奥国俘囚一四四人を伊予国に、五七八人を筑紫に、一五人を和泉監に移している。このような動きを整理すると、まず、和銅五年の出羽国新置に伴い、陸奥国南部の内陸部に位置した最上・置賜両郡を出羽国へ移管した。その一方、陸奥国北部一帯に坂東地方からの多数の移民を配し、新たに丹取郡を設置し、これに並行する形で、在地の民を他地域に移住させた。この施策は単に住民の数的増加を狙ったものではなく、住民の交換による陸奥国北部に対する律令的支配の強化を意図したものである。このような施策が養老二(七一八)年陸奥国南部(阿武隈川以南)に石城国と石背国の二国を分立させた前提でもあったと考えられる。

『統紀』養老二(七一八)年五月乙未条

割^ニ陸奥国石城。標葉。行方。宇太。曰理。常陸国之菊多六郡。置^ニ石城国。割^ニ白河。石背。会津。安積。信夫五郡。置^ニ石背国。割^ニ常陸国多珂郡之郷二百一十烟。名曰^ニ菊多郡。属^ニ石城国焉。

この石城・石背両国の存在を示す史料には、

○『統紀』養老三年閏七月丁丑条

石城国始置^ニ駅家一十処^一。

○『類聚国史』養老四年十一月甲戌条

勅。陸奥。石背。石城三国調庸并租。減^免之。唯遠江。常陸。美濃。

武蔵。越前。出羽六国者。免^免征卒及廝馬從等調庸并房戸租。

があり、さらに、土田直鎮氏が指摘された戸令新付条の頭注に紅葉山文庫本の紙背にある註記を載せている(『新訂増補国史大系22 令義解』)。

問石城石背国在何処答古格云養老二年分陸奥国為三国云々者但未知

復旧之格

これらから、『統紀』養老二年の石城・石背両国の成立は問題ないことになる。

ところで、この石城・石背両国の停廢記事はないが、両国の停廢の下限はいつであろうか。

養老三年、全国的に按察使が設置された。ただし、畿内および西海道は勿論のこと、この時、按察使およびその管内に含まれなかった国は、東山道―近江・飛驒・陸奥・石城・石背・出羽 北陸道―若狭・佐渡 山陰道―隠岐 山陽道―長門 南海道―紀伊であるが、結局は養老五年八月に近江・若狭二国以外はすべて按察使制下に置かれている。この時、出羽は陸奥按察使に隸することから、これ以前に陸奥按察使が存在したことは間違いない。さらに、『統紀』養老四年九月丁丑条に「陸奥国奏言。蝦夷反乱。殺^二按察使正五位下上毛野朝臣広人^一」とみえることから少なくとも、養老四年九月段階で陸奥按察使が存在すること、陸奥按察使は石城・石背両国を管していることが明らかである。

石城・石背両国については、くだって『統紀』神亀五(七二八)年三

月甲子条の資人の補充に際しても、「其三閔。筑紫。飛驒。陸奥。出羽国人。不得^二補充^一。余依^レ令」とあって、石城・石背両国の名が見えない。また、『統紀』神亀五年四月丁丑条では、白河郡に置かれたと思われる白河軍団が石背国ではなく、明らかに陸奥国に属している。

以上から、その確実な下限は神亀五(七二八)年四月である。石城・石背両国の存続は十年に満たないきわめて短期間であったと思われる。さらに付言するならば、石城・石背両国の存続した時点の陸奥国の範囲は、阿武隈川以北の現在の宮城県域となり、多賀城の位置はほぼその中央にあたる。つまり、かりに多賀城創建が石城・石背両国の存続した時点で計画されたとすれば、従来いわれているような多賀城の位置が北に偏しすぎているなどという指摘は意味をなさなくなるのである。

一方、当時の全国的な政治状況をみるならば、大宝令制定後のとくに和銅(七〇八―一五)から養老(七一七―二四)年間にかけては、地方諸国への具体的な支配方式の貫徹を目指した諸政策が全国的に相ついで打ち出された時期で、野村忠夫氏はこれを「和銅元年体制」と指摘している。⁽³⁾すなわち、和銅元(七〇八)年に入ると、元明天皇は平城への遷都を決意し、また、地方をより具体的な方式で把握しようとする積極的な方針が出されてくるのである。まず、『統紀』和銅元年三月丙午条には、大宰帥・大貳および三十ヶ国に近い国守が任ぜられている。また、和銅五(七一一)年には出羽国、翌年には丹後・美作・大隅の三国が新たに置かれ、五月には諸国の郡・郷名に好字をつけること、また諸国にその風土・産物などの記録撰進をすることが命ぜられた。この時期には、

さらに全国的に郡の分割・新置をはじめ、陸奥国にみられたような郷の管轄換えも行われている。

このような諸施策は、中央権力が、地方諸国をよりの確な形で把握しようとする意図の具体的な現れである。したがって、出羽国の成立、石城・石背両国の分立、陸奥国丹取郡の新置など前述した一連の東北地方に関する諸施策も、一地方の問題ではなく、和銅から養老期にかけて行われた律令制支配を全国的に貫徹させるための施策の一環とみるべきである。また、こうした全国的規模での律令地方行政制度の整備事業と、地方行政遂行の中心的機関としての国府の整備とは密接不可分のものと解される。ここに陸奥国府が置かれた多賀城の創建の前提条件を見出すことができるのである。

(二) 陸奥鎮所

多賀城の創建を考える上で、明らかにしておかなければならないのは、この期に集中的に史料上にみえる「鎮所」である。⁽⁴⁾

鎮所の初見は、『統紀』養老六年閏四月乙丑条、

(前略) 又言。用_レ兵之要。衣食為_レ本。鎮無_二儲糧。何堪_一固守。募_レ民出_レ穀。運_二輸鎮所。可_レ程_一道遠近_レ為_レ差。(後略)

であり、神亀元(七二四)年までの三年間に集中してみえる。

この鎮所に関する通説的理解は、「陸奥鎮所」(『統紀』神亀元年四月癸卯条など)がその後、発展的に解消して「陸奥鎮守府」と名称と規模を変えたものとされている。⁽⁵⁾

ところで、八、九世紀にかけて、史料をみる限り、坂東・北陸道諸国から陸奥・出羽両国への多量の物資の送付先は「陸奥鎮所」(または「鎮所」)をはじめ、「陸奥軍所」(または「軍所」)・「多賀城」・「出羽柵」・「征狄所」などである。和銅二年に蝦狄を征討するため、征越後蝦夷將軍(征狄將軍)佐伯宿称石湯が任命された際の越前等四国の船一〇〇艘の送付先は「征狄所」となっている。出羽国の例では、宝龜十一(七八〇)年三月、伊治公皆麻呂の乱が起こった際、「出羽鎮狄將軍」が任命され、五月には、京庫と諸国から甲六〇〇領が「鎮狄將軍之所」に送られている。さらに鎮所の実態を考える上で重要な手がかりを与えてくれるのがつぎの史料である。

『日本後紀』大同三(八〇八)年七月甲申条

勅。夫鎮將之任。寄_二功_一辺_レ戍。不_レ虞_二之_レ護。不_レ可_レ暫_レ闕。今聞。鎮守將軍從五位下兼陸奥介百濟王教俊。遠_レ離_二鎮所。常在_二國府。儻有_レ非常。何_レ濟_二機_一要。辺_レ將_レ之_レ道。豈_レ合_レ如_レ此。自_レ今以後。莫_レ令_二更_レ然。

この時すでに鎮守府は多賀城から延暦二十一(八〇二)年に造営された胆沢城に移されている。ここでは鎮守將軍が本来在るべき鎮守將軍之所_二 || 鎮所 || 胆沢之地_一を離れて国府に在ることを譴責されている。八世紀の鎮守の対象は現在の宮城県北部であり、八世紀前半に集中してみえる陸奥国鎮所は大同三年条の例を参照にするならば、鎮所_二 || 多賀之地_一となろう。鎮守府は令外官とはいえ、正式な行政上の機関名であり、鎮所は軍所と同様、鎮守府のような正式な機関名ではない。鎮所は本来、正式な機関名としての鎮守府と同列に置いて比較すべき用語では

なく、陸奥鎮所の場合は「鎮守將軍之所」、さらにその支配領域全体をも意味する場合もあるきわめて幅のある用語と理解すべきであろう。

一方、鎮守將軍の初見は、『統紀』天平元(七二九)年九月辛丑条の「陸奥鎮守將軍從四位下大野朝臣東人」である。さらに神龜元(七二四)年に起きた蝦夷の反乱に対する征討の功による叙位記事(『統紀』神龜二年閏正月丁未条)をみると、征夷將軍藤原朝臣宇合に続き、征夷副將軍高橋朝臣安麻呂に先んじて大野朝臣東人が叙位されているのは、鎮守將軍以外の役職名では考えられない。したがって、神龜二年当時、すでに大野朝臣東人が鎮守將軍であるとすれば、養老六(七二二)年を初見として、神龜元(七二四)年までに集中して史料にみえる陸奥鎮所と鎮守將軍の登場がほぼ同時期とみなすことができるのである。八世紀において、鎮所Ⅱ「鎮守將軍之所」Ⅱ多賀之地とするならば、多賀城の成立時期は国府の問題に加えて陸奥鎮所および鎮守將軍の初見の時点をもって一つの目安とすることができるのではなからうか。

このことは、先の石城・石背両国の設置をはじめとした陸奥国的情勢、さらに全国的な地方行政整備政策などから推しても、ほぼ妥当な時期であるといえよう。

一一 多賀城碑に刻された年紀

多賀城碑⁶⁾は多賀城の外郭南門跡のすぐ内側に西面して立っており、江戸時代前半頃から「壺の碑(つぼのいしぶみ)」という名称で広く世に

知られ、松尾芭蕉が元禄二(一六八九)年にこの碑を訪れたのをはじめ、当代の著名な学者・文人たちも深い関心を示した。

ところが、明治以降、①碑の姿・文字の彫り方、②書体・書風、③東人・朝獺の官位・官職、④国号と里程、などに疑問がもたれ、近世の偽作とする説が最近まで強かった。

碑の本文には、神龜元(七二四)年に大野朝臣東人が多賀城を設置し、天平宝字六(七六二)年に藤原惠美朝臣朝獺が多賀城を修造したと記載している。最後の一行に碑の建立年月を示す天平宝字六年十二月一日の年紀が刻まれている。

碑文全体をながめると、この碑が決して多賀城の創建を記念したのではなく、天平宝字六年の多賀城修造に力点がおかれていることは明白である。碑の偽作説の根拠の一つとなった朝獺の官位は、経歴しない従四位上を記し、東人の官位とバランスをとっており、碑の最後に、天平宝字六年十二月一日とあるが、これは朝獺の参議就任の日にあたる。このことは、碑が朝獺を顕彰する意味合いが強かったと推測される。

朝獺は時の権勢者藤原仲麻呂の四男であり、そのバックアップをうけて、東北の行政・軍事上の全権を委ねられ、積極的に東北政策を推進した。

まず、陸奥国に桃生城、出羽国に雄勝城を造営した。また、出羽国側では、出羽国府の置かれた秋田城は延暦二十三(八〇四)年の史料に「秋田城建置以来四十余年」(『日本後紀』延暦二十三年十一月癸巳条)と見えることから、雄勝城の完成(天平宝字三八七五九〇年頃)に伴っ

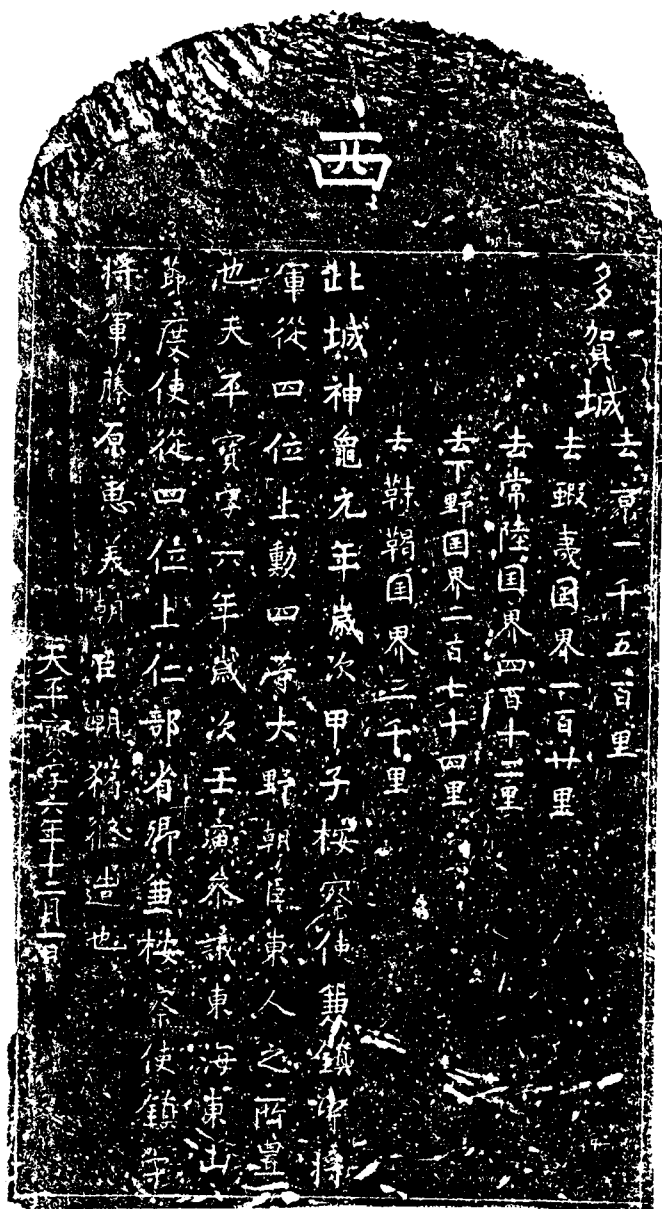


図1 多賀城碑（拓本）

て整備されたと考えられる。このように東北政策の全権を委ねられた朝
 儀は、行政・軍事の中心的施設としての城柵の造営や修復を大規模に断
 行し、蝦夷と真正面から対立し、こののちの三十年戦争の発端を作
 ったのである。陸奥国府の置かれた多賀城の修造もまさにこの時期にふ
 さわしい事業であろう。そうした意味で、碑文の示すところは客観的情
 勢からも正しいと判断できるのである。

多賀城碑については、明治以降、偽作説が強く打ち出され、近年ほ

通説として落ち着いた感があった。この偽作説を再検討しようという動
 きが現れたのは、ここ二十年ほど前からで、その動機となったのは多賀
 城跡の発掘調査の成果であった。調査の結果、多賀城は奈良時代前半、
 さらにいえば、次のような出土遺物から推して、郷里制下（七一五〜七
 四〇）に創建されていると判明した。

① 宮城県田尻町木戸瓦窯跡（多賀城跡創建瓦焼成窯）出土のヘラ書

平瓦

〔郡仲村郷・他邊里長

二百長丈マ皆人

② 多賀城跡第四次発掘調査出土木簡

文部大麻呂

年(分カ)□九左頼黒子
陽日郷・川合里

さらに政庁についてみると、その後、創建期の掘立柱建物は一斉に礎石建物に建てかえられ、正殿の前方には石敷広場が新たに設けられて、政庁は儀式と重要な政務の場として一段と整備されたことがわかる。それら第二期の建物は火災に遭って、第三期の造営が行われている。この火災は、宝亀十一(七八〇)年に起きた伊治公皆麻呂の反乱の際に放火されたものと推測される。したがって、第三期以前に一度大きな改修が行われていることが明らかで、その年代は、天平十三(七四一)年頃から天平神護三(七六七)年までの間と考えることができる。

これらの事実は碑文の「神亀元(七二四)年大野朝臣東人が置く所なり」および「天平宝字六(七六二)年藤原惠美朝臣獯が修造するなり」の記載と全く矛盾しない。

多賀城の創建については諸説あるが、文献上の明証はなく、その改修についても、正史の記載は全く見られない。もし仮に碑が近世の偽作ならば、多賀城の創建や改修のことを述べた史料がないだけに、このような記載をすることは不可能であろう。

また、従来の偽作説については、種々検討の結果、必ずしも十分な根拠をもたないことも判明した。近年の考古学的な成果と、碑についての

研究成果とを総合すると、多賀城碑が真物である可能性は非常に高まったといえる。⁽⁸⁾

三 多賀城跡第四次発掘調査出土木簡の検討

(一) 遺構の概要

第四次調査は多賀城市市川字城前三〇・三四番地を対象として政庁南面道路跡の検出を目的としたもので、調査地点は政庁南門跡の南約二四〇メートルに位置する。以下、その調査で検出された遺構の概要を報告書にもとづいて述べておきたい。

政庁南面道路跡は大別してA₁〜C期に変遷している。

A期 大部分は盛土によるが、東から丘陵が迫る部分では地山を削り出して造られた道路跡で、幅は約一〇メートルである。南北発掘基準線に対する道路の中心位置は、第四次地区北端では東三メートル、第四次南地区南端では東約五メートル(推定)にあり、ともに東方にずれている。この期には暗渠に二回の改修があることからA₁〜A₃に細分される。

(A₁期) 東側に側溝を伴い、第四次地区にはこれとT字状に接続し東側の水を西側の沢に排水する石組暗渠を設けている。構築年代は八世紀前半である。

(A₂期) 第四次地区でA₁期暗渠の東半部が土砂の堆積で埋ったため、素掘暗渠に改修した時期である。A₁期の側溝は埋り切っている。

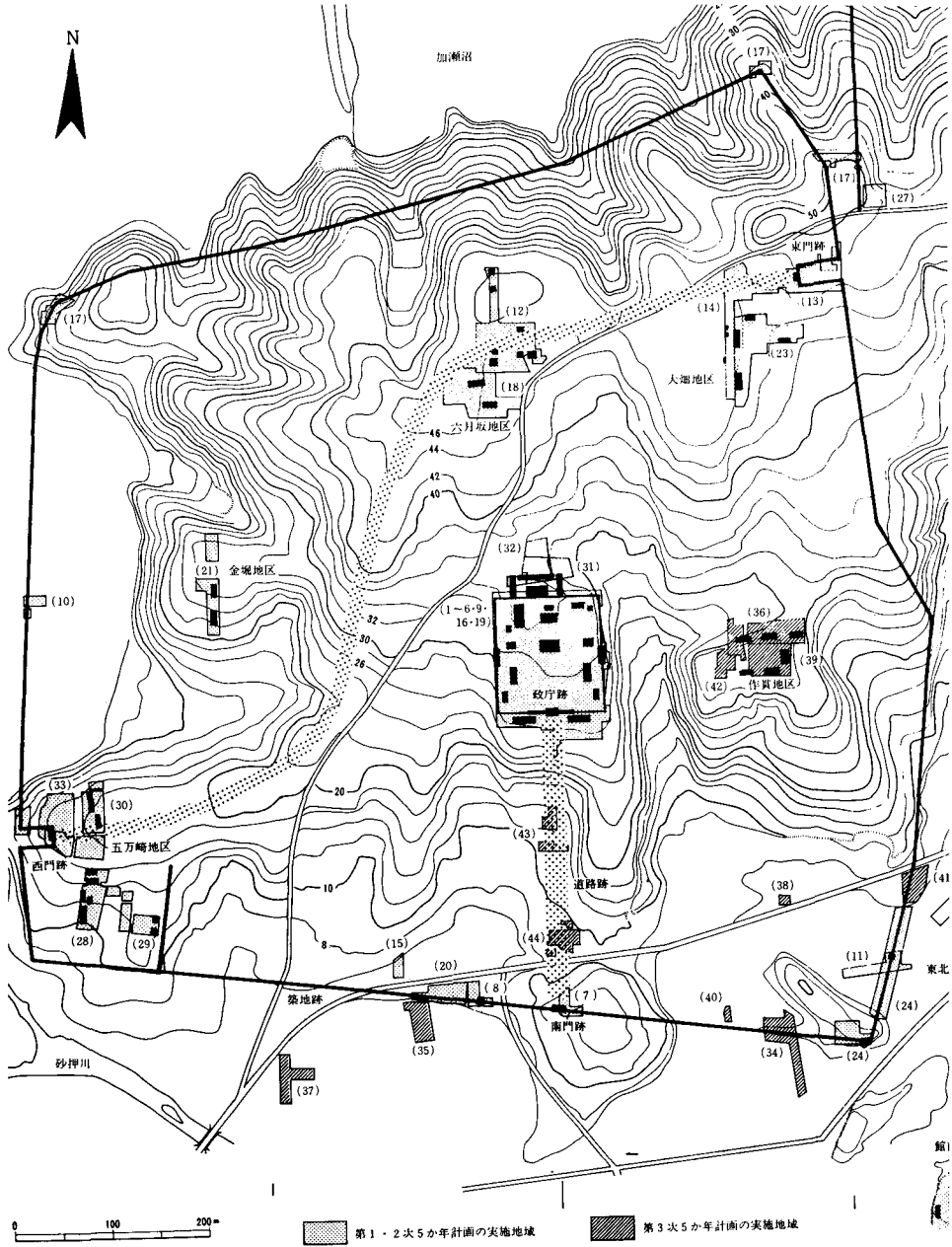
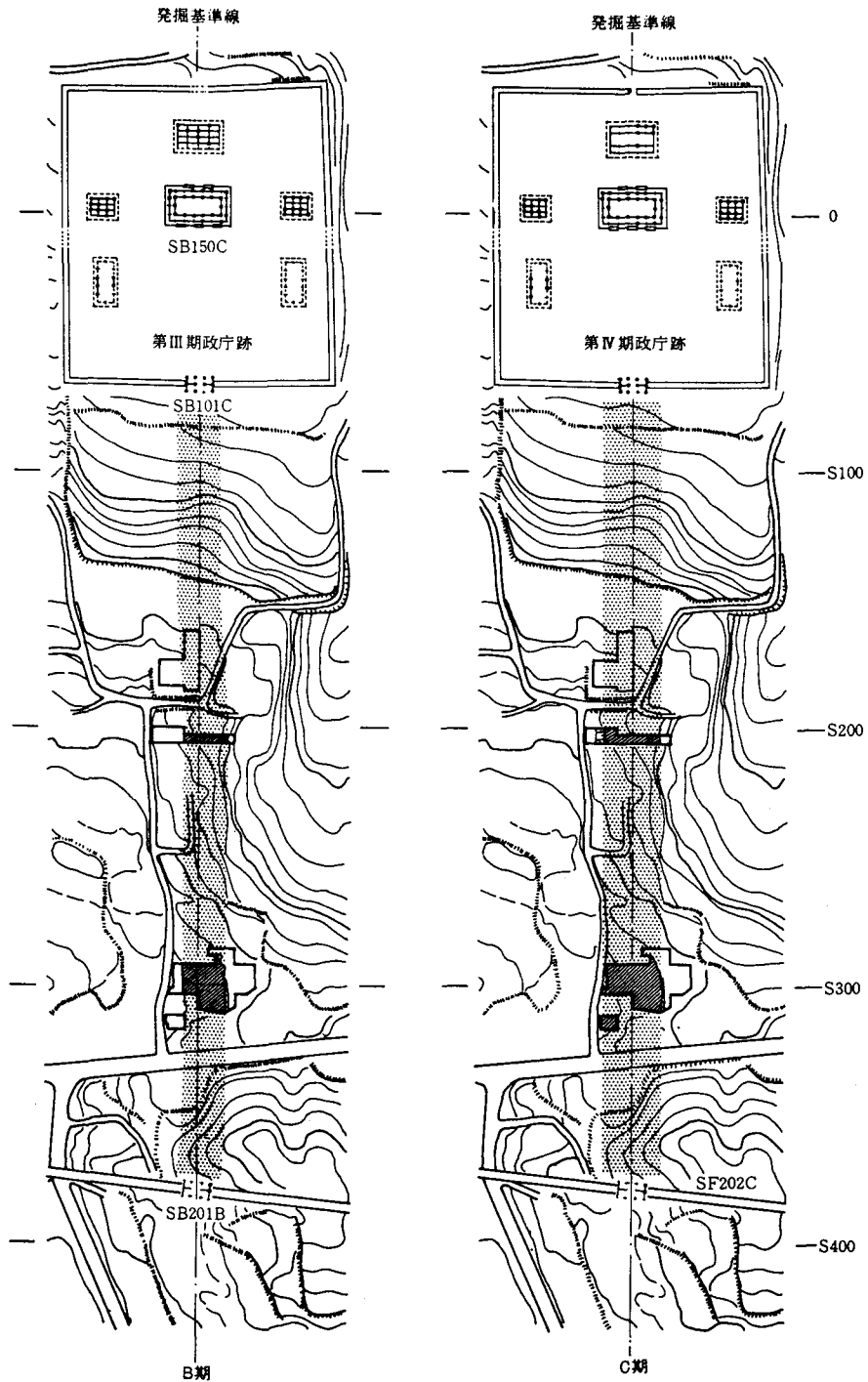


図2 多賀城跡全体図 ()は調査次數



と政庁・外郭南門

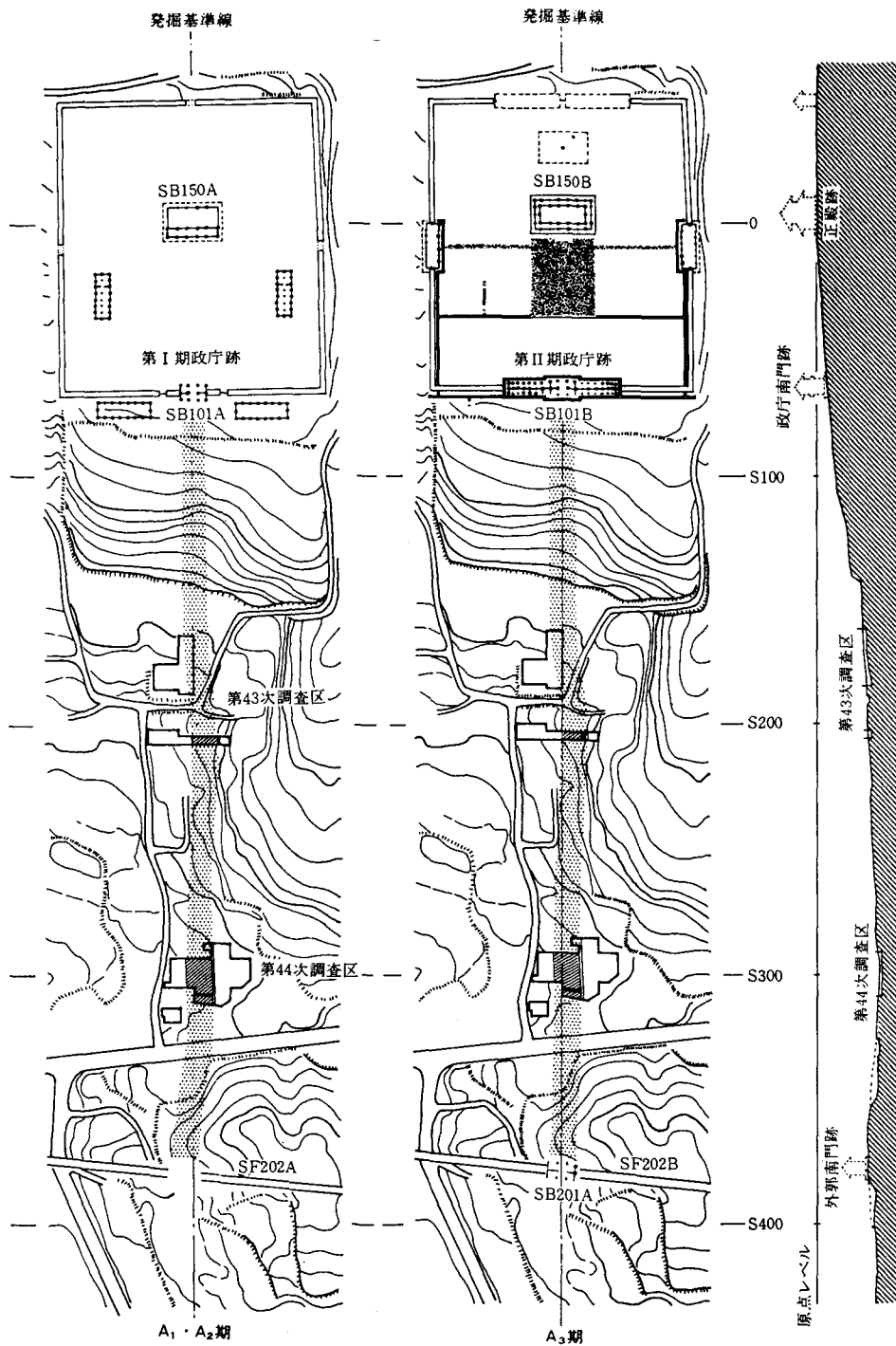


図3 A・B・C期道路

改修年代は七一五年から八世紀中頃までの間と考えられる。

(A₃期) A₂期に改修した暗渠が土砂で埋ったため瓦組暗渠に再度改修した時期である。改修年代は八世紀後半頃と考えられる。

B期 A期道路の上に盛土し、路幅を約一八メートルに拡張している。南北発掘基準線に対する道路の中心位置は、第四次地区では東約三メートル、第三次南地区では東約三〜五メートル(推定)にある。

構築年代は七八〇年から九世紀前半頃までの間と考えられる。

C期 B期道路の西側に継ぎ足して幅四〜六メートルで盛土を行った時期で、路幅は約二二メートルに拡張されている。南北発掘基準線に対する道路中心の位置は基準線に最も近く、第四次地区で東〇・六メートル、第三次南地区で基準線から東二メートルまでの間にある。構築年代は九世紀後半頃と考えられる。廃絶年代は第四次南地区のC期道路が一・一三世紀の土壌に切られていることから、それ以前であることが知られる。

A₁期のSD一四一三A石組暗渠跡は、SX一四一四枿を境に東半部と西半部とで埋った時期が異なる。東半部はSD一四一二側溝と共に第一三層によって埋っており、SD一四一三Bに改修した時にはすでに機能を失っている。石組暗渠の取水口付近の埋り土から多数の木簡が出土した。一方、西半部は、SD一四一三B・CおよびSX一四一一B道路に伴うSD一四一三D暗渠の構築の際にも利用されており、それ以降に埋ったものと考えられる。

石組暗渠の西側に分布する木片を多量に含む層を一部除去した結果、

SD一四一三A石組暗渠は旧表土(第一四・一五層)上面から浅い溝を掘って据えられており、両側の木片を多量に含む層は側石をおさえるために盛られた土で暗渠の裏込め土と一連のものであることが知られた。この裏込め土には多数の木簡や加工痕のある木製品が含まれていた。

以下、具体的に木簡の検討に入るが、その木簡の年代を推定する前提として、まず暗渠裏込め土の多数の木簡はほとんど削屑であり、一括投棄されたものであることを確認しておきたい。また暗渠東半部埋り土は、多少の年代幅を考えなければならぬが、木簡は裏込め土のものと同様にほとんど削屑であり、しかも内容的には後述するように兵制関係のものが大部分を占めているなど、かなり集中的に投棄された可能性が高いと推測される。

(二) 木簡の概要

——SD一四一三A石組暗渠出土の木簡——

木簡は、最も古いSX一四一一A道路に伴うSD一四一三A石組暗渠の裏込め土から一九七点、同暗渠東半部の埋り土から八六点の計二八三点が出土している。大部分は削屑であり、文字の判読が可能なものは約七〇点である。以下、報告書にもとづいて出土層位ごとに、主要なもの(積文⁹⁾を掲げ、形状および内容などについて記述する(木簡番号は報告書の番号による)。

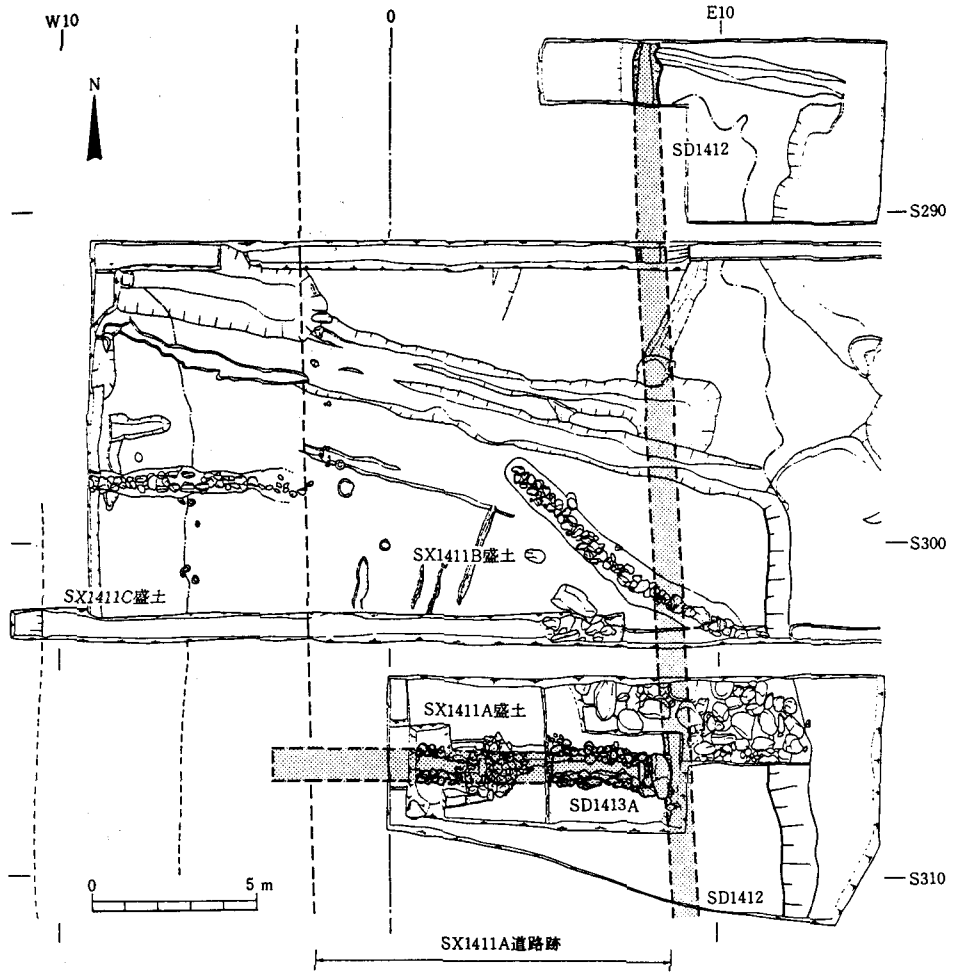


図4 SX1411A道路・SD1412側溝・SD1413A暗渠跡

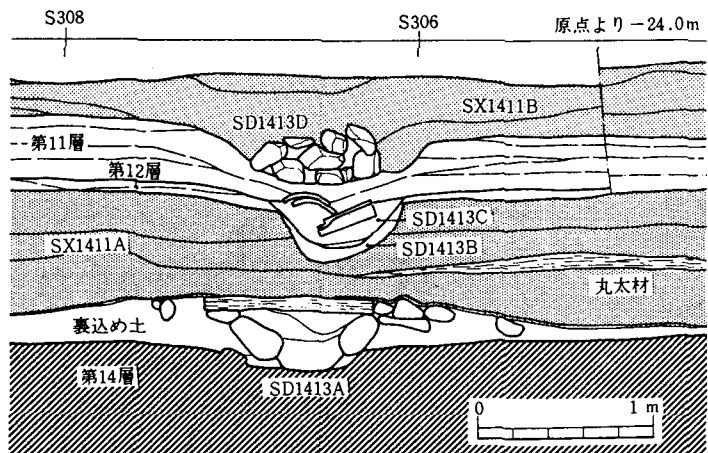


図5 SD1413Aと裏込め土の状況

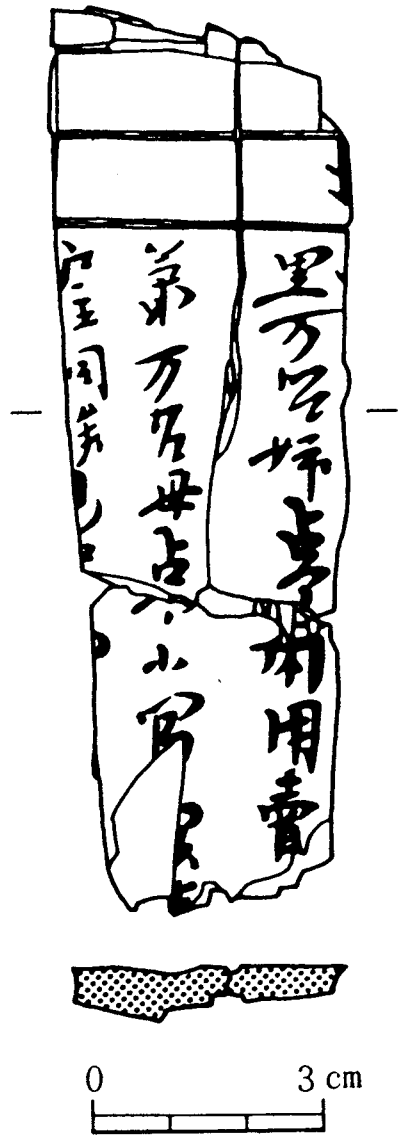
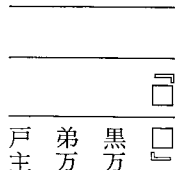


図6 第1号木簡実測図(実大)

1 暗渠裏込め土出土の木簡

△積文▽

①



黒万呂姉占マ麻用賣
弟万呂母占マ小富賣
戸主同族

(二一八) × (三三八) × 七

〇八一

②

郡君子部荒國

(二二三) × (二二六)

〇九二

丈母子荒石

(八五) × (二四)

〇九二

④ 伴マ

大伴マ神

⑭

升三

(三五) × (三二)

〇九一

⑮ 番替

〇九一

⑯ 三番替

〇九一

⑰ 替

〇九一

⑱ 主典一

〇九一

⑲ 師四

〇九一

⑱と⑲は同一木簡の削屑である。(は合点)

⑱と⑲は同一木簡の削屑である。(は合点)

△形状および内容▽

①の上端は、表側と裏側から切り込みを入れた後に折られている。下

端、左右両端とも欠損している。表側は削り整形の面をなしているが、裏側は割れ面のままで厚さが一定しない。

表側には、上部にクギのようなもので引かれた約一ミリメートル間隔でほぼ平行する三本の刻線がみられる。墨痕は四行二七文字分確認できるが、その中二〜四行目は三本目の刻線を基準として書かれている。

本木簡は、戸単位に歴名を記したものの断片と思われる。また界線を用し書式が整っていることから、単なるメモではなく、正式に実務に使用されたものであろう。なお、報告書では、裏側に一行を認めているが、材は割れ面のまま整形されておらず、文字とは判断しがたいので、ここでは省くこととした。

②は、削屑ではあるが、郡名十人名の記載がみられる。第一字目と第二字目の郡名は、残画からみて「菊多」の可能性があり、菊多郡とすれば養老二(七七八)年建置であるのでそれ以後の史料ということになるが、確定できない。

④は、削屑であるが、右端は原形をとどめているとみられる。「井三」の上に残存する墨痕は「年」とみても矛盾はなく、
 「 」は身体的特徴を記しているものと思われる。
 「 」は身体的特徴を記しているものと思われる。

⑤〜⑦の三点は記載内容から、いずれも分番・交替に関する本簡の削屑と思われる。

⑧・⑨は同一木簡の削屑とみられ、ともに官職名と員数を記している。⑨は残画からみて「鉦」の可能性もある。

2 暗渠東半部埋り土出土の木簡

△積文▽

②9表

「丈文」
 丈部大麻呂陽百郷川合里 鳥取 丈部丈部

裏

鳥取部丈
 鳥鳥鳥鳥鳥鳥取部丈部鳥
 丈丈 鳥

③0表

裏 人 兵士五百七十
 「鳥鳥鳥丈部」

③1

「健児替」

(二〇八) × (二〇) × 七
 (八七) × (二六) × 七
 〇八一

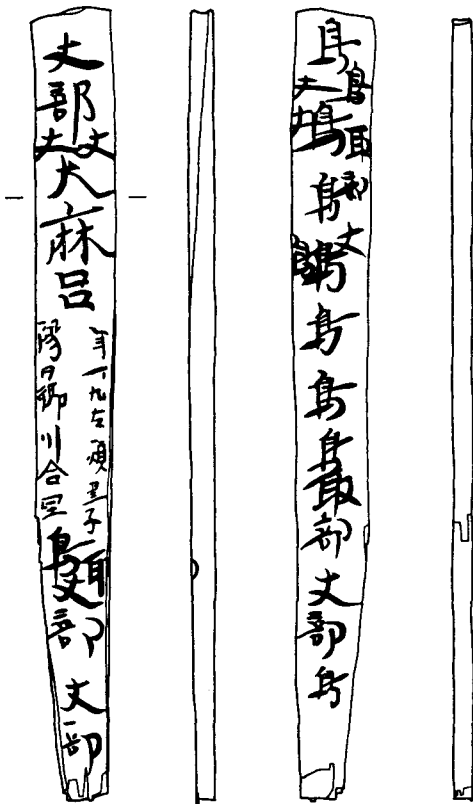


図7 第29号木簡実測図

女孔王部小黑売、年漆歳、
小女
弟孔王部徳太理、年参拾老歳、
正丁 兵士
男孔王部古麻呂、年漆歳、
小丁
弟孔王部小足、年式拾漆歳、
正丁
妹孔王部小宮売、年肆拾肆歳、
丁女
姉孔王部与伎売、年拾陸歳、
小女

まず、以下問題とする大宝二年戸籍に関する通説的理解は、次のようである。

川上多助・岸俊男の両氏によって指摘されているように、美濃国戸籍は前代からの浄御原令の書式により、西海道戸籍は大宝令の新書式によって造られたものとみてよい。西海道戸籍、とくに豊前国丁里戸籍について、岸俊男氏は大宝三年の卯年生まれと思われるものが考歳として記載されていることから、その造籍の完成を大宝三年末以降、それもおそらく大宝四年(慶雲元(七〇四)年にはいつてからであろうとした。⁽¹²⁾慶雲元年四月に諸国印を鍛冶司に铸造させていることからすると、国印のない美濃国戸籍はその領布以前に、国印のある西海道戸籍はそれ以後に完成したものではないかとしている。

つぎに、陸奥国戸口損益帳については、その記載様式の特徴をとらえて、すでに岸俊男氏が大宝二年戸籍との関連を次のように指摘している。⁽¹³⁾戸口損益帳は、大宝二年造籍以後つぎの籍年たる和銅元年までの六年間の戸・戸口の異動の集計である。大宝二年美濃国戸籍との記載様式の類同性を要約すると次のとおりである。

- (1) 男女順の戸口配列法をとっていること。
- (2) 「子」「児」の用字によって男子・女兒の区別をしていること。
- (3) 続柄の説明に「次」という継起的記述法をとっていること。
- (4) 年齢記載法は西海道戸籍は大字で「年式拾陸歳」と記しているが、美濃国戸籍および陸奥国戸口損益帳はともに「年廿六」と記していること。

したがって、陸奥国戸口損益帳から復元的に推察できる大宝二年陸奥国戸籍は美濃国戸籍と同様な記載様式をもっていて、西海道のそれとは異なっていたと指摘されている。

さらに、陸奥国戸口損益帳は両籍(大宝二年籍と和銅元年籍)年間の計帳の別項記載を取りまとめたもののように一応解されるから、大宝二年戸籍はもちろんそれ以後毎年造られた計帳および和銅元年の戸籍そのものまでが、一様に大宝二年美濃国戸籍の記載様式を存続せしめていたこととなる。この点について、岸氏は和銅元年戸籍といっても実際はそれが完成するのは翌二年であるし、また他の点からもむしろこの文書は和銅元年戸籍完成以前のもので、この文書がその造籍に作用することは考えられても、逆の場合はないと考えた方がよいとして、陸奥国戸口損益帳の記載はあくまでも大宝二年の戸籍を一般的に基本としているとした。

そこで、本木簡について、以下詳細に検討することとしたい。

美濃国戸籍の記載様式の特徴の一つは一行三口で現存史料に全く類例を見出せない。しかし、美濃国戸籍の一行三口の記載はあくまでも、紙

の記載様式であるので、本木簡の一行一口の記載は原簿たる戸籍が一行三口で記載されていたことの可能性を否定するものではない。⁽¹⁴⁾

黒万呂姉占マ麻用賣

弟万呂母占マ小富賣

戸主同族 [] [] []

この「男性名+姉」「男性名+母」の記載は美濃国戸籍でも同様であり、例えば「中政戸秦人止也比」の戸の構成は、以下のとおり記載されている。

中政戸秦人止也比戸口十四正丁二 少年二 并七 少女三

小女三 并七

下々戸主止也比年卅一 正丁

次小太加年八 小子

次加尼麻呂年廿四 兵士

加尼麻呂甥秦人牟津年十一 小子

児知代売年廿 少年

次小牟志売年五 少年

加尼麻呂妹、都売年卅一 正女

「戸主同族 [] [] []」については、同族の用語は現存史料では陸奥国

戸口損益帳にしかみられない。

戸主丸子部忍、年八十四、

子忍羽、年廿九、

耆老

正丁

大宝二年籍、里内戸
主丸子部子尻分析今
移来

次忍人、年廿一、次忍人、年廿一、
正丁

次子真人、年十九、
少丁

戸主妻同族古夜、年五十三、
正女

児刀自、年廿七、
正女

次乎刀自、年十、
小女 上件六人忍從移来

美濃国戸籍では「戸主同党」の表記（前掲の加毛郡半布里戸籍の中政戸県造荒島の戸参照）が注目される。新見吉治氏は美濃国戸籍にのみみえる「同党」「同党妹」を従父兄弟・従父姉妹と考定された。⁽¹⁵⁾

また、同戸籍では前述したように男女順の戸口配列法をとっており、「戸主同党」記載は必ずその前行と同姓となっている。その点、本木簡も「黒万呂姉：」「弟万呂母：」の次の「戸主同族」は女性の記載と判断できる。

本木簡はこの配列から考えて、美濃国戸籍および陸奥国戸口損益帳と同様に、男女順の戸口配列法をとっていた可能性がある。また、ことさらに刻線を引き、その刻線を基準として歴名記載をしているが、これは紙に書かれた戸籍を模した記載法であり、通常の本簡の歴名記載と異なる点である。

これらの点から推して本木簡は、単なる歴名記載ではなく、戸籍原簿から一つの戸の構成をそのまま抜書したものと考えられる。

以上をまとめるならば、次のようになる。

(1) 「人名+続柄+人名」の記載。

(2) 男女順の戸口配列法をとっていること。

この二点の記載上の特徴は、大宝二年美濃国戸籍・和銅元年陸奥国戸口損益帳にのみみられるものである。

(3) 「戸主同族」の記載は陸奥国戸口損益帳にかみられない。なお美濃国戸籍は「戸主同党」という類似の記載が存する。

これら三点は、大宝二年西海道戸籍・養老五年下総国戸籍とは異なる記載様式といえる。下総国戸籍は戸主下の「戸某」としてそれぞれ大宝二年西海道戸籍様式(受田記載を除く)によって記載されているのである。また、計帳の歴名記載は、最も古い神亀元(七二四)年の近江国計帳手実をはじめとして、天平五(七三三)年右京計帳手実、山背国の各種計帳などすべて、西海道および下総国戸籍と同一様式である。

○神亀元(七二四)年近江国志何郡古市郷計帳

戸主広麻呂、年廿六、
 母若子売、年六十八、
 男羈人、年五、
 弟吉備麻呂、年廿四、
 妻車以君支麻須、年廿六、
 女虫玉、年十六、
 女阿流自、年十一、
 女伊夜玉、年九、
 妹床世、年廿七、
 妹姉売、年廿、

正丁 職分資人、右頬黒子、
 耆女 願贅
 小子
 正丁 儲人、上脣黒子、
 右頬黒子
 鼻右柱黒子
 逃、養老五年、
 右頬黒子
 右頬黒子
 丁女 右頬黒子
 少女 右眉上黒子

姑古阿麻、年六十、
 丁女 逃、養老五年、

姑阿麻売、年五十九、
 丁女

大田史加比麻呂、年廿四、
 正丁 逃、養老七年、

文安史法麻呂、年七十四、
 耆老 右目下黒子

奴乎麻呂、年廿九、
 逃、養老五年、

○神亀三(七二六)年山背国愛宕郡雲上里計帳

戸主出雲臣川内、年伍拾漆歳、
 妻出雲臣真土売、年参拾陸歳、
 男出雲臣秋守、年式拾肆歳、
 男出雲臣春守、年式歳、
 男出雲臣大国、年参拾壹歳、
 女出雲臣秋刀自売、年拾漆歳、
 女出雲臣嶋刀自売、年拾壹歳、
 女出雲臣春刀自売、年拾肆歳、
 姑出雲臣比良売、年陸拾玖歳、
 女出雲臣麻呂売、年参拾漆歳、

正丁 鼻於黒子
 丁妻 左中指黒子
 左掌黒子
 生益
 一支癆疾、筑紫国
 少女 左腕黒子
 小女 左頬疵
 小女 上脣黒子
 耆女 鼻黒子
 丁女 右頬黒子

○天平五(七三三)年右京計帳
 課戸主出庭徳麻呂、年伍拾陸、
 男出庭人麻呂、年拾伍、
 男出庭家足、年漆、

正丁 頸左黒子
 小子
 小子

女出庭御比売、年参拾、	正女	額黒子
女出庭小黒女、年式拾伍、	正女	
女出庭真黒女、年式拾、	少女	
弟出庭小虫、年肆拾捌、	正丁	左手上黒子 母服
男出庭君麻呂、年拾陸、	小子	
男出庭縫麻呂、年拾壹、	小子	
女出庭橘女、年拾貳、	小女	
小虫姉出庭刀自売、年伍拾壹、	正女	
女紀朝臣虫女、年参拾肆、	正女	
妹出庭家虫女、年肆拾肆、	正女	
姑出庭麻須売、年捌拾肆、	著女	左目盲

○天平十二（七四〇）年越前国江沼郡山背郷計帳

戸主江沼臣族乎加非、年陸拾伍、	老丁	左手椽二灸
妻江沼臣族姉女、年伍拾陸、	正女	左手大指疵
男江沼臣族塔麻呂、年式拾、	中男	左目後疵
姪江沼臣族益国、年参拾伍、	正丁	鼻左黒子
妻江沼臣族髪黒売、年参拾陸、	正女	目合黒子
女江沼臣族虫女、年漆、	小女	目合黒子
女江沼臣族子虫女、年壹、	新	
妹江沼臣族美那利売、年陸拾壹、	正女	右手椽折
女矢田財部刀自売、年式拾肆、	正女	左眉黒子

女矢田財部夜和女、年式拾壹、 正女 右足於疵

江沼臣族島麻呂、年参拾捌、 正丁 右手椽灸

妻丈部古豆売、年参拾漆、 正女 左手椽二灸

男江沼臣族広路、年玖、 小子

男江沼臣族広麻呂、年伍、 小子

女江沼臣族古多売、年拾伍、 少年^① 右頬黒子

したがって、戸籍の記載様式からすれば、養老五年戸籍が大きな変換点といえるであろう。虎尾俊哉氏は「私は川上氏や岸氏の如く、大宝当時既に戸籍に一定の記載様式があつて、美濃国戸籍の様式を以て浄御原令の様式、西海道戸籍の様式を以て大宝令の様式と見ることは無理ではあるまいかと考えている。なるほど、戸令には「凡戸籍依式勘造」と記されているが、実際にその造籍式が定められたのは養老五年のことではあるまいか（戸令集解応分条一云）」と指摘している。⁽¹⁶⁾ すなわち養老戸令造戸籍条に「凡戸籍六年一造。起三十一月上旬。依式勘造」とあり、書式等を定めた細則である式に依りて勘え造れとしている。この具体的な式は、戸令応分条の嫡子の解釈についての古記所引一云には「養老五年籍式、庶人聴立嫡子。即依式文。分財之法、亦同八位以上嫡子。耳」と注し、養老五年の造籍式によって戸主の地位の継承責任者として嫡子が定められていることがわかる。

ところで、養老元（七一七）年五月辛酉条によれば、「以大計帳・四季帳・六年見丁帳・青苗簿・輪租帳等式。頒下於七道諸国」とあり、大計帳以下の式が七道諸国に頒下され、帳簿の様式が整えられた。なか

でも、この計帳について、鎌田元一氏はそれまでの「計帳」は一国全体の統計的文書としての「目録」に相当するものであり、この養老元年に至って始めて「計帳歴名」の作成・京進を命じ、「目録」と「歴名」とからなる新書式を制定したものであろうとした。⁽¹⁷⁾

この鎌田氏の新解釈に対し、杉本一樹氏は次のように反論を加えている。⁽¹⁸⁾

養老元年制の意義は、大宝律令施行によって事務量は飛躍的に増大し、和銅・靈龜頃から地方支配の徹底化を目ざして、全国統一的な整備された書式を備えた諸式の頒下が行われたのである。また大宝度(七〇二)派遣の遣唐使の帰朝とともに、計帳式をはじめとする垂拱元(六八五)年制の新たな税制関係諸帳簿の書式が将来されたと思われるが、これも養老元年制の重要な契機となったと思われる。このような養老元年制の評価からすれば、鎌田説以前の通説のごとく大計帳式を目録の書式整備とみることは、きわめて自然なことと考えられ、あえて歴名の京進を想定する必要は全くないと指摘している。

律令行政文書の全国的様式統一が養老元年の大計帳式以下の諸式の制定に端を発するとすれば、その一連の施策として戸籍は養老元年後の籍年すなわち養老五年籍において同様の様式統一を実施したのではないか。これら養老年間における籍帳類の式の制定は、逆にいえば、それ以前における籍帳類の様式等が統一を欠いていたことを予測させる。

先にも紹介した戸籍制度に関する通説的理解のように、大宝二年戸籍は「浄御原令」の様式にもとづく美濃国戸籍と、「大宝令」の様式によ

る西海道戸籍とする説明ではなく、大宝二年籍では美濃・陸奥(陸奥国戸口損益帳よりの類推)両国型戸籍と西海道型戸籍が併存したとみるべきであろう。その後、和銅元年籍・和銅七年籍は現存史料がこれまで知られていないが、おそらくは、養老以前には戸籍の統一がまだ成らず、養老五年籍においてはじめて全国的に様式の統一がなされたのではないか。養老五年籍以降は若干の用語などで変更は認められるが、養老五年籍において記載様式が統一され、それ以降戸籍・計帳は全国的に一定した様式を踏襲したものと考えられる。

この点から、美濃国戸籍および陸奥国戸口損益帳と同様の記載様式をもつ本木簡は、下限を養老五年籍完成の養老六年五月三十日(戸令造戸籍条「凡戸籍…起十一月上旬…五月卅日内訖」とすれば、その戸簿原簿は和銅七年籍・和銅元年籍・大宝二年籍のいずれかの戸籍からの抜書と考えられるであろう。

722 養老六年五月
(養老五年籍完成)

第2号本簡 非常に薄い削屑で、郡の上部が欠損して確定しがたいが、「多」はほとんど問題ないが、陸奥・石城・石背三国内で考えるならば、現存第一字目は「菊」の一部の字画とみてよいと判断できる。⁽¹⁹⁾ 多郡は前掲史料・『統紀』養老二(七二一)年五月乙未条によれば、常陸国多珂郡の郷二一〇烟(戸)を割いて石城国に加えた新置の郡である。なお、石城国は前述したように確実な下限は神龜五(七二八)年、さらに解釈を加えれば、神龜元(七二四)年段階では陸奥国に復している

みられる。⁽²⁰⁾

結局のところ、第2号木簡は、養老二年新置の「菊多郡」の記載から、養老二(七一一)年以降の史料であることがわかった。

このことは、暗渠裏込め土出土の木簡の年代を、養老二(七一一)年以降、養老六年五月三十日(養老五年籍完成)までに限定することがで

718—養老二年五月
(菊多郡新置)

きる。さらに、第1号木簡で抜書の原簿を

大宝二年籍・和銅元年籍・和銅七年籍のい

ずれかと想定したが、第2号木簡の年代を

養老二(七一一)年五月三十日の間に限定すれば、

第1号木簡は和銅七年籍からの抜書である

722—養老六年五月

と判断を下すことができるであろう。

第18・19号木簡

この二点は、本来同一木簡から削り取られたもの

であるから、その内容は、密接な関連をもつものとして扱わねばならぬ。

「鉦師」の「鉦」は形は鈴に似て舌がなく、柄があつて半ばは内にある、その貫通を緩くし、柄の内にある部分を本体に打ち当てて音を出すもので、行進の合図に用いるという。

養老軍防令私家鼓鉦条によれば、

凡私家。不_レ得_レ有_二鼓鉦。弩。牟。狛。具装。大角。小角。及軍幡。
唯樂鼓不_レ在_二禁限_一。

とあり、鉦鼓は大角・小角などの吹鳴具や軍幡などとともに、私家に所蔵することを禁止されている軍隊の調度品として、専ら用兵の目的で使

用されるものである。この鉦鼓に関する義解は「鼓者、皮鼓也。鉦者、金鼓也。所_二以_レ静_レ喧也_一」と解釈を下している。

鉦鼓については、次の史料が本木簡の解釈のうえで重要である。

『類聚三代格』延暦十九(八〇〇)年十月七日官符

廢置長上一事

鼓吹司

廢大笛長上一員。今置鉦鼓長上一員。

右得_二兵部省解_一備。鼓吹司解備。軍旅之設。吹角為_レ本。征戰之備。

鉦鼓為_レ先。今有_二吹角長上三人_一。曾無_二鉦鼓之師_一。至_二威儀之日_一。有_レ

失_二進退之節_一。望_二請_一。置_二鉦鼓長上_一。教_二習生徒_一者。右大臣宣。奉_レ

勅。宜_レ廢_二大笛長上_一。兼_二預_二大角長上_一。更置_二鉦鼓長上_一。其官位亦同_二

吹角長上_一。

延暦十九年十月七日

(傍点は筆者)

軍旅の設は吹角を本となし、征戰の備は鉦鼓を先となす。にもかかわらず、鼓吹司の解状によれば、今吹角の長上は三人いるが、鉦鼓の師が欠員となっているので、大笛長上一員を廢して、鉦鼓長上一員を置いてほしいという内容である。軍防令軍團置鼓条によれば、「凡軍團。各置_二鼓二面。大角二口。少角四口_一。通_二用兵士_一。分番教習。(下略)」とあり、軍團には大角・小角および鼓が配置された。

延暦十九年十月七日官符にみえるように、鉦鼓は「征戰之備」とされたが、八・九世紀の東北地方の征討事業に関する史料には鉦鼓に関する記述は残念ながらみえない。しかし、次の史料は、中央の衛府関係のも

のであるが、將軍の用語とともに注目される。

『統紀』養老五年十二月辛丑条

太政官奏、授刀寮五衛府、別設鉦・鼓各一面、便作將軍之号令、
以為兵士之耳目、節進退動靜。奏可之。

授刀寮と五衛府とに、鉦・鼓各一面を設け、將軍が行軍の進退・動靜の指示に使用することを目的としたと考えられる。この非常体勢は、同月七日に元明太上天皇が没し、その直後の不測の事態に備え、新田部親王が將軍に任命されたことに伴う措置とされている。この史料は不測の事態に備えた軍事体制と鉦鼓の密接な関連を示す史料とみてよいであろう。⁽²¹⁾

前述の諸史料でも明らかなように、鉦と鼓は「鉦鼓」また「鼓鉦」と並称されるが、実際は、常時の軍団には鼓のみが置かれ、鉦は戦闘行動等に際して大軍の行進の合図に使用されるのであろう。⁽²²⁾ いわば、鉦とそれを指揮する鉦師は、非常時の征討軍などには必要不可欠の構成員であったと理解できる。一方「主典」という表記も、鉦師との関連でいえば、当然征討軍の第四等官・主典(軍曹)に相当するであろう。軍防令將帥出征条の義解の注には「軍曹者。大主典也。録事者。少主典也」とある。このように「鉦師」と「主典」が征夷軍の構成員とするならば、八世紀前半の蝦夷反乱とそれに対する征夷軍派遣が取り上げられなければならない。

『統紀』養老四(七二〇)年九月丁丑(廿八日)条

陸奥国奏言。蝦夷反乱。殺按察使正五位下上毛野朝臣広人。

同書養老四年九月戊寅(廿九日)条

以播磨按察使正四位下多治比真人縣守為持節征夷將軍。左京亮從五位下下毛野朝臣石代為副將軍。軍監三人。軍曹一人。以從五位上阿倍朝臣駿河為持節鎮狄將軍。軍監二人。軍曹二人。即日授節刀。

同書養老五(七二二)年四月乙酉(九日)条

征夷將軍正四位上多治比真人縣守。鎮狄將軍從五位上阿倍朝臣駿河等還歸。

『統紀』神龜元(七二四)年三月甲申(廿五日)条

陸奥国言。海道蝦夷反。殺大掾從六位上佐伯宿禰屋麻呂。

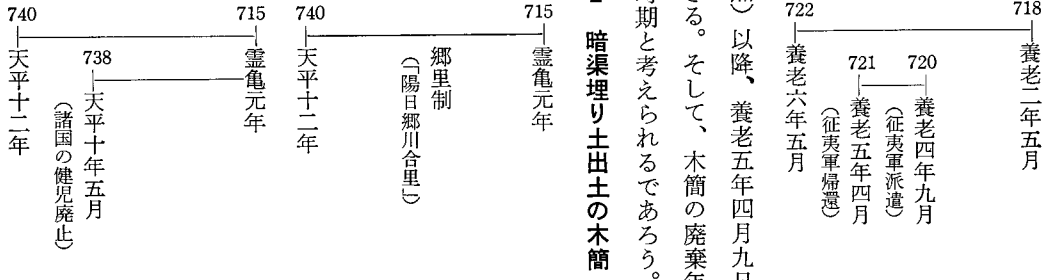
同書神龜元年四月丙申(七日)条

以式部卿正四位上藤原朝臣宇合為持節大將軍。宮内大輔從五位上高橋朝臣安麻呂為副將軍。判官八人。主典八人。為征海道蝦夷也。

同書神龜元年十一月乙酉(廿九日)条

征夷持節大使正四位上藤原朝臣宇合。鎮狄將軍從五位上小野朝臣牛養等來歸。

この二つの征討軍派遣のうち、本木簡と関連するのは、養老二年以降養老六年五月以前の間に起きた蝦夷の反乱とそれに対する征討事業となるであろう。すなわち、養老四年九月、蝦夷が反乱を起し、按察使を殺害した事件の際に派遣された征夷軍の一員が、本木簡の「鉦師四」「主



2 暗渠埋り土出土の木簡

点)以降、養老五年四月九日(征夷軍の帰還)以前と限定することができ。そして、木簡の廃棄年代は、おそらく養老五年四月以降まもない時期と考えられるであろう。

典一「(軍曹二人)との違いは本木簡の性格によるか)であったと理解できらるであろう。

このように理解できるとすれば、この木簡の年代は、養老四年九月二十九日(征夷軍派遣の際の節刀授与の時

上記の暗渠裏込め土出土木簡の推定年代をより確実なものにするためには、暗渠東半部埋り土出土の木簡の年代についても検討しておかなければならない。

第29号木簡 上部に人名、その下に割注の形で年齢・身体的特徴・本貫地名というその個人のデータが書かれている。本貫地「(安積郡)陽日郷川合里」は、郷里制の施行されていた霊亀元(七一五)年から天平十二(七四〇)年の間の史料である。

第31号木簡 この木簡は健児に関する史料である。健児は天平十(七八)年五月に廃止され、天平宝字六(七六二)年に伊勢・近江・美濃・越前で、さらに延暦十一(七九二)年には陸奥・出羽・西海道など辺要国を除くほぼ全国で復置されている。第29号木簡の年代の下限が天平十二年であることから、天平十年以前の健児関係史料といえる。

第34号木簡 緑子については、大宝令では三歳以下の男児を緑と称し、養老令では黄と規定しているが、八世紀代の戸籍・計帳類における三歳以下の男児の表記の変遷をみてみたい。

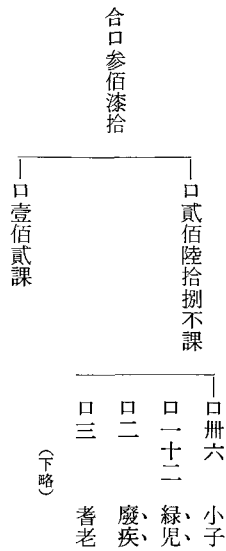
大宝二年美濃国戸籍・西海道戸籍さらに養老五年下総国戸籍は緑児、それ以降は天平十二年越前国山背郷計帳の一例を除いてはすべて緑子の表記に統一されている。ここで重要なことは、現存史料でみる限り、緑子の戸籍上の用例は養老五年籍以前にはない事実であり、養老五年以降

大宝二年(七〇二)	美濃国戸籍	緑児	緑女
"	筑前・豊前・豊後国戸籍	"	"
和銅元年(七〇八)	陸奥国戸口損益帳	緑児	緑女
養老五年(七二一)	下総国戸籍	緑子	"
神龜三年(七二六)	山背国出雲郷雲上・下里計帳	"	"
天平五年(七三三)	山背国郷里未詳計帳	"	"
"	右京計帳	"	"
天平七年(七三五)	山背国大住郷(?)計帳	"	"
天平十二年(七四〇)	越前国山背郷計帳	緑児	"
天平十四年(七四二)	近江国古市郷計帳	緑子	"
天平宝字元一宝龜三年(七五七-七七二)	因幡国戸籍(?)	"	"
天平宝字元一宝龜四年(七五七-七七三)	讃岐国戸籍	"	黄女

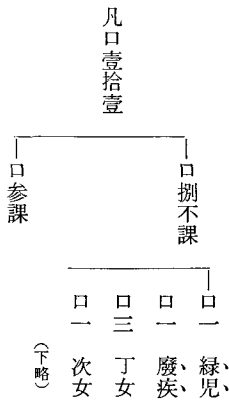
の緑児の使用例は問題とはならない。したがって、本木簡の「緑子」の表記は、養老五年籍（養老六年五月三十日完成）以降のものとして解釈することができる。

また、「緑子」の次行の残画は、次にあげる戸籍の配列を参照すれば、「廢」の一部、「疾」は削り取られ、わずかに墨痕が残っているにすぎないが、「廢疾」と判断できる。

○下総国葛飾郡大嶋郷嶋俣里戸籍
嶋俣里戸肆拾貳

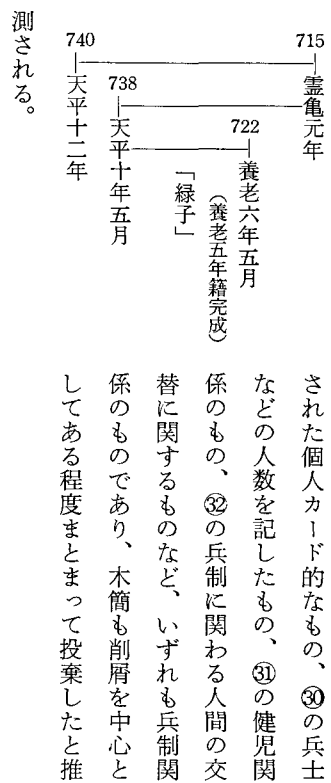


○筑前国嶋郡川邊里戸籍



この不課記載の「緑子」と「廢疾」の並びからみて、この削屑は戸籍の一部（集計部分）かと思われる。

この暗渠埋り土出土の木簡は、㉒の兵制関係の事務処理の過程で使用



この「緑子」を養老五年籍以降の表記とみなすならば、暗渠埋り土出土木簡の年代は養老五年籍完成後の養老六（七二二）年六月を上限、健児廃止年代の天平十（七三八）年五月をその下限とすることができる。

このように暗渠埋り土の年代を養老六（七二二）年六月以降、天平十（七三八）年までとすると、上記の暗渠裏込め土出土の木簡の年代を養老四年九月から養老五年四月までと推定したことの妥当性を間接的に裏付けるものといえる。

以上から、政庁と外郭南門を結ぶ道路跡の創置年代は、養老五年四月以降おそらく養老六年にかけての頃と想定することができる。

東北地方の政治・軍事上の中心施設としての多賀城の造営は大規模なゆえに、数年間を要したことは間違いない。

ちなみに陸奥国桃生城と出羽国雄勝城について、その造営状況が史料上確認できるので、ここに参考までに記しておくこととする。

まず、雄勝城は早くは藤原朝臣仲麻呂の伯父藤原朝臣麻呂が天平九（七三七）年持節大使として取り組んだ陸奥・出羽連絡路の開削事業に

伴ない、その造営が計画されながら中止されたままとなっていた。仲麻呂はその念願の雄勝城に加えて、陸奥国北部の海道を中心牡鹿地方の北に桃生城を建置しようとした。両城の造営は天平勝宝九(七五七)歳四月には、仲麻呂の儒教政策にもとづき、儒教的倫理にそむく不孝・不恭・不友・不順の者を「陸奥国桃生。出羽国小勝」に移配することとしている(『統紀』天平勝宝九歳四月辛巳条)。両城の造営は天平宝字三(七五九)年九月頃にはほぼ完成に近づいたと思われる、春から秋まで郷土を離れて造営に従事した郡司・軍毅・鎮兵・馬子ら合わせて八、一八〇人に対し、その労をねぎらって当年の人身奉税を免除している(『統紀』天平宝字三年九月己丑条)。その両城の正式な完成は天平宝字四(七六〇)年正月であり、この大事業を指揮した按察使の藤原朝臣朝獮以下、陸奥・出羽両国の首脳陣が論功行賞を得ている(『統紀』天平宝字四年正月丙寅条)。

この点から、桃生・雄勝両城の造営は、天平勝宝九(七五七)歳の時点ではすでに計画され、天平宝字三(七五九)年中には完成したと考えられ、少なくとも三年は要したことになる。

ところで、大規模な多賀城造営がどのような手順のもとに推し進められたかは定かでない。ただ、多賀城で最も象徴的な中心施設は政庁であり、外郭の正門となる南門およびその政庁と南門を結ぶ道路建置が全体の造営計画の中で、比較的初期に着手されたことはほぼ無理なく想定できるであろう。多賀城の政庁と南門を結ぶ道路跡の造営年代は、養老五年四月(征討軍の帰還)以降、それほどの期間を経ない時期とみておき

たい。

ここで問題は、多賀城碑の記す創建および修造の年紀をそれぞれの造営期間のどこに位置づけるかである。

先に述べたように、桃生・雄勝両城は天平勝宝九歳の時点ですでに計画され、天平宝字三年中には完成したと考えられる。この桃生・雄勝両城の造営完成をまわって、陸奥・出羽両国の国府の所在する多賀城・秋田城は、その修造事業に着手したのではないか。この秋田城はもちろん『統紀』天平五(七三三)年十二月己未条に「出羽柵遷置於秋田村高清水岡」とみえる出羽柵の改変である。秋田城は『日本後紀』延暦二十三(八〇四)年十一月癸巳条によれば、秋田城は「建置以来卅余年」とあり、ほぼ七六〇年前後が秋田城の建置時期と考えられる。多賀城・秋田城の修造はともに大規模な改変と判断され、天平宝字四年頃に着手したとすれば、宝字六年中の完成は、きわめて妥当な修造期間とみることができよう。その意味では、多賀城碑の示す修造年紀が天平宝字六年であることに一応の妥当性を見出すことができるであろう。ただし碑の最後に記す「天平宝字六年十二月一日」は、藤原朝臣朝獮の参議就任の記念すべき年月日であることに留意する必要がある。

創建年代についても、神亀元年は修造と同様にその完成年とみなすことが最も穏当であろう。多賀城の創建期について、政庁の造営をその造営の初期として、政庁と外郭南門を結ぶ正面道路の構築年代を養老五年ないし六年頃とみれば、その後、多賀城外郭内地域の整備を経て、養老八年Ⅱ神亀元年に完成したとみることができよう。

ま と め

多賀城の創建は、和銅元年体制とよばれる八世紀前半の全国的な地方行政整備の一環として実施されたと考えられる。すなわち、出羽国建国にはじまる陸奥国北部の改変、石城・石背両国の分置など一連の東北政策に連動するものである。

一方、多賀城外郭南門跡前に建つ多賀城碑は、多賀城創建年代を「神亀元年」と刻している。この碑は永らく偽作と説かれていたが、近年の多方面からの検討により、ほぼ偽作説を斥けることができたと考えている。ただ、この神亀元年が大規模な多賀城造営事業のどの時点を指すものかは明らかでない。

考古学的成果からは、多賀城の創建年代はこれまでは木戸窯跡出土の文字瓦などから郷里制施行（七一五〜七四〇）下の二十五年間の中で把握してきた。

それらに対して、多賀城政庁と外郭南門とを結ぶ正面道路跡の石組暗渠裏込め土と暗渠埋り土から出土した一群の木簡は、その創建年代を養老二年以降、養老六年までの間と上限・下限を明確に定め、さらに「鉦師」「主典」を征討軍の構成員とみるならば、養老四年九月の征討軍の派遣に伴うとみて、上記の年代をさらに養老四年九月から養老五年四月までの間に限定できる。

こうした考察と関連して、今後の課題点について若干触れておきたい。

1) 一般的に数年間にわたる大規模な官衙造営にあたっては一定の手順にもとづいて計画的に事業が遂行されたと考えられる。その意味では、本稿で試みた政庁と外郭南門を結ぶ道路跡の構築推定年代が認められるとすれば、今後多賀城造営のどの時点に位置づけるか、全体の造営手順の中で考えていく必要がある。また、他の遺跡においても、その造営過程を考古学的調査の中であとづける作業を今後試みてほしい。

2) 我が国における古代の戸籍制度からいえば、通説的理解としては、現存最古の戸籍である大宝二年籍のうち、浄御原令による美濃国戸籍と大宝令による西海道戸籍そしてその後は西海道戸籍を基本的に引き継いだ養老五年下総国戸籍に至るとされていた。しかし、すでに和銅元年陸奥国戸口損益帳は、大宝二年の陸奥国戸籍そのものが美濃型であることをものがたっているという事実が指摘されながら、上記のような従来の理解では十分に説明できていなかったのである。

ところが、多賀城木簡の検討の結果、和銅七年籍も大宝二年の美濃型・陸奥型を踏襲しているとみなすことができると判断した。この見解が認められるならば、陸奥国（陸奥国戸口損益帳、和銅七年籍の一部を伝える本木簡）は、美濃国（大宝二年戸籍）と同様に東山道に属する国であることに共通点を有しているので、西海道型戸籍に対して美濃型ではなく、東山道型と称すべきであろう。その場合、律令文書行政における道制のあり方について注目し、新たに検討を加えなければならないであろう。

以上、古代の東北地方の政治・軍事の一大拠点である多賀城の創建年

代について、文献史料・金石文さらに出土文字史料など、多方面からの検討を加えることにより、その年代をきわめて限定することができたと
思う。こうした手続は、他の遺跡についても、いろいろな制約条件があ
るのであるが、試してみる必要はあるであろう。

末尾ながら、当初の木簡解読を担当され、正確な釈文と有益な考察を
加えられた佐藤和彦氏および本稿を草するにあたり、再調査や写真提供
に多大な御助力をいただいた宮城県多賀城跡調査研究所・東北歴史資料
館の各位に対し厚くお礼を申し上げたい。

〔追記〕 上記の考察でも明らかなように、多賀城創建年代については文献史料
上の検討の中で石城・石背両国建置問題は重要な位置を占めている。その点、土
田直鎮先生の御論考（『石城石背両国建置沿革余考』）は、戦前から議論の分れて
いたこの問題に実質的な終止符を打った意義あるものである。先生に献呈する本
号に若干なりとも関連する小論を寄稿し、先生の学思に対する謝意としたい。

註

- (1) 土田直鎮「石城石背両国建置沿革余考」『歴史地理』八三巻一号、一九
五二年。
(2) 石城・石背両国の存続期間をさらに限定できるとする新見解が発表され
ている。熊谷公男氏によれば、次のとおりである（黒川以北十郡の成立）
『東北学院大学 東北文化研究所紀要』第二十一号、一九八九年）。
『統紀』神亀元年四月癸卯条にみえる「坂東九国」という表現は、通常
の坂東八国に陸奥を加えたものと考えるべきで、このときまでに石城・石
背両国は消滅していたとみられる（喜田貞吉「石城・石背両国建置沿革考」
『喜田貞吉著作集』四 歴史地理研究、一九八二年、原論文の発表は一九
一二年）。今泉隆雄「陸奥国の建国と郡山遺跡」（『図説宮城県の歴史』一
九八八年）。すなわち石城・石背両国は養老二年五月に建置され、養老四
年十一月（『類聚国史』養老四年十一月甲戌条に石城・石背の国名がみえ

る）以降神亀元年四月までの三年余の間に再併合されたことになるわけで、
存続期間は二年半から最大限でも六年たらずと指摘している。

本稿「一、文献史料上の検討」については、旧稿「律令制下の多賀城」
発表以後、諸氏により検討が加えられ、有益な新見解も公表されている。

特に本稿第一章との関連でいえば、今泉隆雄氏「陸奥国の建国と郡山遺跡」
「多賀城の時代」（前掲書所収）および熊谷公男氏の前掲論文がその代表
的なものとしてあげられる。ただ、本稿の主眼はあくまでも第三章の木簡
の検討にあり、以下の本論の展開に直接的には影響がないものと判断した
ので、ここでは関説しないことをはじめにお断りしておきたい。

(3) 野村忠夫「律令政治の諸様相」一九六八年。

(4) 鎮所については、詳しくは拙稿「鎮守府論——陸奥鎮所について——」
『東北歴史資料館研究紀要』第六巻 一九八〇年）を参照してほしい。

(5) 虎尾俊哉「律令国家の奥羽経営」『古代の地方史』六 奥羽編 一九七
八年、ほか。

(6) 多賀城碑については、詳しくは安倍辰夫・平川南編『多賀城碑——その謎
を解く——』（一九八九年）を参照してほしい。

(7) 近年、鎌田元一氏は、木簡などの実態史料から、郷里制の施行は靈龜三
（七一七）年五月下旬のこととする注目すべき新見解を発表された（『郷
里制の施行と靈龜元年式』（上田正昭編『古代日本と東アジア』所収、一九
九一年）。しかし、氏自身が述べておられるように『出雲国風土記』の「靈
龜元年式」なる記載の存在を検討する必要があるもので、本稿では、一応従
来の通説によることとする。

(8) この点について、今泉隆雄氏は、偽作であるという積極的な根拠がなく
なったのであるから、碑文を多賀城の理解に積極的に利用することを提唱
し「多賀城碑は真物か偽物か」（前掲『図説宮城県の歴史』）、熊谷公男
氏も賛意を表明している（註（2）の前掲論文）。

(9) 報告書の釈文について、今回筆者の再調査により、若干訂正を加えたも
のを本文に掲げたので、ここに釈文に変更を加えたもののみ報告書の釈文
と訂正箇所を明示しておきたい。

①表

黒万呂姉占マ	用賣
弟万呂母占マ小	賣カ

The Date of the Establishment of Taga Castle

HIRAKAWA Minami

Taga Castle was the center of politics and culture in the Tōhoku District in ancient Japan. The date of its establishment is not recorded in historical documents. However, examination of historical documents on contemporary matters shows that Taga Castle was perhaps established between the Yōrō and Shinki eras (717 to 729).

The results of recent archaeological studies allow us to narrow down the date of its establishment to the period when an administrative section system called *Gorisei* was in force (715 to 740). Based on recent research, there is no reason not to consider the Taga Castle Monument genuine, though there has been superior opinion that it was a fake. On this monument, the inscription clearly shows that Taga Castle was established in the first year of Shinki (724). However, it is not clear if this indicates the completion of the castle or the start of its construction.

Detailed examination of wooden tablets excavated from backfilling earth of the stonework culvert on the remains of the front road, which connected the government house, which was the center of Taga Castle, with the South Gate of the outer wall, has made it clear that the date of the construction of Taga Castle can be pinpointed, though these tablets are undated. First, the "Kikuta County" on wooden tablet No. 2 was established in the 2nd year of Yōrō (718), and the style of description of listed names on wooden tablet No. 1 shows the characteristics of the period before the register of the 5th year of Yōrō (721). These wooden tablets can be considered historical materials which pose important questions regarding research of the ancient register system. If we suppose that Taga Castle was established between the 2nd and the 6th year of Yōrō (718 and 722), "*Shuten I*" and "*Jōshi 4*" on Tablets No. 18 and 19 may be those who accompanied the expeditionary force against the "Emishi" dispatched at the occasion of the assassination of the superintendent in September of the 4th year of Yōrō (720). In that case, the period can be further narrowed down to between September of the 4th year of Yōrō (720), and April of the 5th year of Yōrō (721), when the commander-in-chief returned. On the other hand, "*Ryokushi*" on a wooden tablet which was excavated from the filling earth of the culvert, can be judged to be the name of an age group after the establishment of the register of the 5th year of Yōrō (721), which corroborates the accuracy of the above estimate of the period.

In conclusion, the road connecting the government house with South Gate of the outer wall was constructed soon after the 5th year of Yōrō (721), and such an important road can probably be attributed to the early stages of the construction. Supposing that Taga Castle was completed several years later, "the first year of Shinki" inscribed on the Taga Castle Monument can be judged to indicate the time of the completion of the castle. The wooden tablets can be said to be historical materials which reinforce the credibility of the Taga Castle Monument.



写真1 多賀城跡S X1411A道路跡のS D1413A石組暗渠(西から)

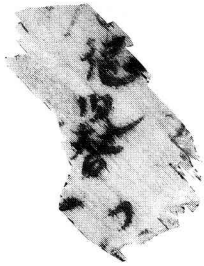


第29号(表)

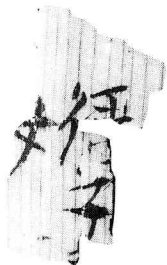


1号

写真2 木簡(暗渠裏込め土出土)



第31号



第34号

写真4 木簡(暗渠埋り土出土)



第19号

第18号

第2号

写真3 木簡(暗渠裏込め土出土)